

施 行
平成21年10月1日

運輸規則・輸送安全規則・処分基準等の改正

I. 運輸規則・輸送安全規則等の一部改正について

「事業用自動車に係る総合安全プラン 2009」（平成 21 年 3 月）を踏まえ事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上のため、国土交通省は関係法令等の改正を行うこととした。

①指導監督に関する記録の保存

- 指導・監督を実施した場合には、その記録を当該営業所に3年間保存

【記録内容】

- 指導監督を実施した場所
- 日時
- 内容
- 実施した者
- 受けた者

指導監督の内容については具体的に記録するとともに使用した資料の写し等を添付する。

②新たに雇入れした者に対し、事故歴の把握

- 自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書等により雇い入れる前の事故歴（事業用に限らず、少なくとも過去3年間）を把握
その結果を受けて該当者は特別な講習、特定診断の受診を実施。
- 上記の結果、事故惹起運転者であることが確認された場合で、特別な講習および特定診断を実施していない場合は実施（受診）させること。

II. 監査方針の改正について

運送事業に係る事後的な監視体制の強化を目的として現行の監査方針を改正する。

①巡回監査としての端緒として、次のものを追加

- 第一死亡事故を引き起こした事業者（特別監査に該当する場合を除く）
- 行政処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、監査を行うことが必要と認められる事業者

②巡回監査及び呼出監査の端緒として、次のものを追加

- 関係行政機関から、最低賃金に違反している旨の通報があった事業者
- ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者 など

III. 行政処分基準について《処分の強化》

①飲酒運転等に対する処分強化

・処分日車数の強化

初違反 80日車 → 100日車 最違反 240日車 → 300日車

・飲酒運転等を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長

事業停止 7日 → 事業停止 14日

・飲酒運転等+重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長

事業停止 3日 → 事業停止 7日

・飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分（3日）を創設

②社会保険未加入に対する処分基準の強化

一部未加入の場合 初違反 警告 → 10日車 再違反 20日車 → 30日車

全部未加入の場合 初違反 20日車 → 30日 再違反 60日車 → 90日車

③最低賃金違反に対する処分基準の創設

・最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い

一部の支払い 初違反 10日車 再違反 30日車

全てへの支払い 初違反 30日車 再違反 90日車

④運転者に対する指導監督に係る記録の作成保存義務違反に対する処分基準の創設

・記録義務違反 初違反 警告～20日車 再違反 20日車～60日車

・保存義務違反 初違反 警告～20日車 再違反 20日車～60日車

⑤点検整備未実施に対する処分基準の強化

・日常点検の未実施

初違反 効告～3日×台数 → 警告～5日×違反台数

再違反 3日～9日×違反台数 → 5日～15日×違反台数

・定期点検整備の未実施

初違反 効告～5日×台数 → 警告～10日×違反台数

再違反 5日～15日×違反台数 → 5日～30日×違反台数

・点検整備記録の改ざん

初違反 3日～5日×台数 → 5日～10日×違反台数

再違反 9日～15日×違反台数 → 15日～30日×違反台数

⑥運行管理者及び整備管理者の研修未受講に対する処分基準の強化

・研修受講義務違反 初違反 警告～10日車 → 10日車～20日車

再違反 20日車～30日車 → 30日車～60日車

⑦その他の処分基準の強化

・コンテナの落下防止措置未実施 処分日車の増加

初違反 警告 → 20日車 再違反 20日車 → 60日車

⑧処分の実行性の確保

・違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合

→ 当該他の営業所にも行政処分を行う。

・違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社への事業譲渡（認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。）を行った場合

→ 承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施

承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継 など

IV. その他所要の改正を行うこととする。

V. 制 定 平成21年9月

施 行 平成21年10月1日